

【重要事項説明書】

小規模多機能ホーム みずほ苑

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護保険事業者番号

1192900171

埼玉県富士見市関沢三丁目 23 番 41 号

049(256)7422

(令和 6 年 4 月 1 日改訂)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- ☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。
- ☆ 相談がある場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

受付	管理者
責任者	山田 剛史 (やまだ たけし)
受付時間	9:00～17:00 (平日)
電話	049-256-7422 (代)

2 事業所の概要

(1) 運営の方針

利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、サービスを提供します。

(2) 事業所の名称・所在地等

種類	介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護
事業所名称	小規模多機能ホーム みずほ苑
所在地	埼玉県富士見市関沢三丁目23番41号
電話番号	049-256-7422
FAX 番号	049-265-7646
サービス提供地域	富士見市全域
介護保険事業者番号	1192900171

(3) 職員体制・勤務体制等

職種	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1名	0名	1名	管理業務
介護支援専門員	1名 (介護業務兼務)	0名	1名	計画作成業務
介護職員	6名	2名	8名	介護業務
看護師	0名	1名	1名	看護業務

(4) 営業日・営業時間及び利用定員等

営業日	365 日	
営業時間	通いサービス	9:30～17:00
	宿泊サービス	17:00～翌日 9:30
	訪問サービス	24 時間
登録定員	29 名	
通所サービスの利用定員	18 名	
宿泊サービスの利用定員	5 名	

(5) 設備の概要等

① 宿泊室の数	: 定員 5 名、全室個室(洗面台・冷暖房完備)
② トイレの数	: 3 所
③ 浴室	: 個浴室 1 か所、機械浴室 1 か所
④ デイルーム	: 1 か所 (食事の場所、居間、台所兼)

3 サービス内容

(1) 日常生活支援

居宅サービス計画の立案	居宅サービス計画(ケアプラン)の立案を行い、本人及び家族の同意に基づいて作成します。
小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)の作成	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者の生活の解決すべき課題を把握して立案を行い、本人及び家族の同意に基づいて作成します。
通いサービス	<p>・事業所の拠点において食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。</p> <p>①食事 食事の提供及び食事の介護をします。</p> <p>②入浴 入浴の介助を行います。ただし、心身の状態に応じて、清拭または中止とさせていただく場合があります。 入浴サービスの利用は任意です。</p> <p>③排泄 利用者の心身の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排泄の自立に向けた支援を行います。</p>

	<p>④機能訓練 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。</p> <p>⑤健康チェック 血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。</p> <p>⑥送迎サービス 利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。</p>
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自宅にお伺いし、安否確認・服薬確認・送り出しの身支度準備等のサービスを提供します。 ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で使用させていただきます。 ・訪問サービスの提供にあたっては、次に該当するサービスはいたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療行為 ②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受 ③飲酒及び喫煙 ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
宿泊サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等のサービスを提供します。

(2) 余暇活動支援

趣味活動	音楽、書道、カラオケ、お茶等、週1回以上の活動を行います。
行事	個別の誕生日会、敬老会、新年会等の季節行事を行います。 又、市内のイベントにも参加します。

(3) 家族との交流・地域との交流、その他

家族懇談会	年に1回以上、当施設にて行います（事前に通知いたします）。
行事への参加	当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加ください（事前に連絡し、参加人数を確認する場合があります）。
ボランティア	各行事・日常生活の援助等、様々な活動でボランティアを募集しています。
福祉教育	近隣の小中学校等の総合教育や福祉教育の学習の場として、当施設を積極的に提供しています。

4 利用料金

別紙の料金表をご参照下さい。

5 支払方法

当月分を1カ月ごとに精算し、翌月10日頃に請求します。お支払いは原則として28日頃に預金口座からの引き落としとさせていただきます。(郵便局を含むすべての金融機関でご利用になれます。)

ただし、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

6 利用について

(1) 利用開始

- ①当該市町村より要介護(要支援)認定を受けた方で、当施設指定の利用申込書に必要事項を記入し、お申込みください。
- ②利用前に事前面接(家庭訪問等)を行います。その後受け入れが決定した場合は契約となります。契約の有効期間は要介護認定期間と同じです。ただし、引続き認定を受け、利用者またはご家族から契約終了の申出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

(2) 利用の中止、変更、追加について

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに申し出てください。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- ・サービスを休む場合のキャンセル料はいただきません。

(3) 契約の終了について

- ①利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約を解約することができます。
- ②事業者は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - 1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく支払期限(翌月の25日)を超えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。
 - 2) 利用者が、事業所や事業所職員又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合。
- ③利用者が要介護(要支援)認定の更新で、非該当(自立)と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2) 利用者が死亡した場合
- 3) やむを得ない理由で事業所を閉鎖する場合

7 秘密保持の遵守

業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密はもらしません。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

事業者との連絡調整や会議等において個人情報を使用する場合は、あらかじめ個人情報同意書により同意を得るものとします。

8 拘束等の行動制限

事業所は、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行ないません。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができるものとします。

9 サービス提供の記録について

事業者は、小規模多機能型居宅介護等に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間保存します。利用者及び契約者は、予め申請の後、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のケース処遇記録を閲覧できます。

10 衛生管理について

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

11 高齢者の虐待に関する項目

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等 高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	山田 剛史
-------------	-------

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、以下において公開しています。

- ・事業所内に文書により公開
- ・インターネット上に開設する事業所のホームページなど

13 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成	利用者及びその家族・市町村職員又は地域包括センター職員 地域住民の代表者・事業所職員
開催	おおむね2カ月に1回以上
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

14 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

名称	竹下内科
住所	埼玉県ふじみ野市新田 1-1-27
電話番号	049-263-5941
主な診療科名	内科、小児科

名称	イムス富士見総合病院
住所	埼玉県富士見市大字鶴馬 1967 - 1
電話番号	049 - 251 - 3060
主な診療科名	内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科 心臓血管科・循環器科・透析

名称	イムス三芳総合病院
住所	埼玉県入間郡三芳町藤久保 974 - 3
電話番号	049 - 258 - 2323
主な診療科名	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科 皮膚科・耳鼻咽喉科・小児科

名称	みずほ台病院
住所	埼玉県富士見市西みずほ台 2-9-5
電話番号	049-252-5121
主な診療科名	内科・外科・脳外科・歯科・糖尿病内科・循環器内科 肝臓内科・甲状腺科

名称	三芳野病院
住所	埼玉県入間郡三芳町北永井 890-6
電話番号	049-259-3333
主な診療科名	内科・循環器内科・呼吸器内科・外科・整形外科・婦人科 耳鼻咽喉科・皮膚科・眼科・泌尿器科・精神科・麻酔科 リハビリテーション科

名称	三芳野第2病院
住所	埼玉県ふじみ野市大原 2-1-16
電話番号	049-261-0502
主な診療科名	内科・整形外科・皮膚科

名称	大渡歯科
住所	埼玉県富士見市西みずほ台 1-20-4 東武サンライトマンションさつき 2F
電話番号	049-254-1525
主な診療科名	歯科・矯正歯科

名称	社会福祉法人 美咲会 特別養護老人ホームみずほ苑
住所	埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢 735 - 1
電話番号	049 - 258 - 9211

15 緊急時の対応

サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医等に連絡をする等の必要な措置を講じます。

《緊急の連絡について》

緊急の場合には、緊急時連絡表に記入いただいた連絡先にご連絡いたします。

16 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。

当事業所では、損害保険に加入しています。

17 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理者	山田 剛史
防災訓練	年2回以上
防災設備	自動火災通報装置、非常時通報装置、スプリンクラー、地震発生時によるエレベーターの直近階での停止、非常食備蓄等

18 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当施設内における苦情の受付

苦情受付担当者	管理者
苦情解決責任者	山田 剛史（やまだ たけし）
受付時間	9:00～17:00（平日）
連絡先	049-256-7422（代）

(2) 当法人第三者委員

熊倉 三枝子	(連絡先) 080-1155-6364
齊藤 晋助	(連絡先) 04-2946-1121 (秋草学園福祉教育専門学校)
仲 志津江	(連絡先) 090-7803-8706

(3)

苦情受付窓口	連絡先
富士見市高齢者福祉課	049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会苦情相談係	048-824-2568

20 利用にあたっての留意事項

事項	内容
介護保険被保険者証	サービス利用の際には事業所の求めにより、ご提示ください。
設備・器具の利用	居室及び共用施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。施設・設備を汚したり、壊した場合には、ご契約者に現状に復していただくか相当の代価をお支払いただく場合があります。 ご利用者に対するサービス提供及び施設運営管理上、居室内に立ち入り必要な措置ができるものとします。但し、その場合ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
信仰・政治	信仰や思想の自由は尊重されます。ただし、共同生活の場として他の利用者が迷惑とを感じるような場合は活動を自粛していただく場合がございます。
営利活動	全面的に禁止させていただいております。
ペット	基本的にペットの持ち込みはお断りしております。
食べ物の持ち込み	健康上のことがありますので職員におたずねください。
所持品の持ち込み(宿泊時)	居室の整理ダンスに収納できる範囲でお願いします。
金銭・貴重品の管理	原則として利用者の責任において管理していただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮ください。
施設外の受診	利用中に病院での受診が必要になった際には、原則家族での対応をお願いいたします。また、診療結果、処方薬等については職員にお申し出ください。

21 法人概要

名称	美咲会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢735-1
電話番号	049-258-9211 (代)
代表者	理事長 熊木 佐知男
法人の沿革	平成9年4月 事業開始
法人が所有する事業・拠点	<p>(本部所在地・みずほ苑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム みずほ苑 従来型 (定員：50名) ・特別養護老人ホーム みずほ苑 ユニット型(定員：36名) ・短期入所生活介護事業所 みずほ苑 (定員：12名) ・デイサービスセンター みずほ苑 (定員：40名) ・在宅介護支援センター みずほ苑 (居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター) ・地域包括支援センター みずほ苑みよし (介護予防支援事業所・地域包括支援センター) <p>(関沢みずほ苑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム みずほ苑 (定員：18名) ・小規模多機能ホーム みずほ苑 (登録：29名) ・地域包括支援センター みずほ苑 (介護予防支援事業所・地域包括支援センター)